

平成 22 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	渡 辺 徹
総 務 部 長	齋 藤 隆 一	市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄
産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一	教 育 次 長	佐 藤 知 公
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	下 居 和 夫
会 計 管 理 者	森 鉄 也	総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均
企 画 情 報 課 長	齊 藤 均	財 政 課 長	須 藤 金 悦
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎	観 光 課 長	武 藤 一 男
産 業 建 設 部 管 理 課 長	渡 辺 講	建 設 課 長	佐 藤 正

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 3 号

平成 22 年 6 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、昨日の一般質問の答弁について、市民福祉部長並びに産業建設部長から発言を求められておりますので、これを許します。市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） おはようございます。先日の加藤照美議員からのがん検診に係る一般質問の回答におきまして、私は「子宮頸がん以外、市の助成がない」とお答えいたしましたが、にかほ市では大腸がん検診初め15種類の検診に対しまして2分の1の助成をいたしております。また、70歳以上の方に対しては全額補助としておりますので、大変申しわけありませんが訂正くださるよう、おわび申し上げます。

議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 昨日の6番伊藤知議員の答弁の中で一部訂正がございます。

例年、預託金としていたものを貸付金にした理由について「漁業協同組合の金融部門廃止」とお答えしましたがけれども、金融部門のうち貯金部門が廃止になったということで、いずれも預け入れができないということで貸付金にしております。

それから16番の加藤照美議員の質問で稲わらについて答弁しておりませんでした。

稲わらの状況ですが、中央家畜保健衛生所に確認いたしました。平成12年にも口蹄疫が発生しておりますが、その感染源が特定されておりませんでした。しかし輸入稲わらでないかとされておりましたんですけれども、このことから以降、消毒し、安全が確認されたものしか国内には入っていない状況にあります。また、県内においては全県の異常の有無などの緊急聞き取り調査の際、稲わらの使用や出どころも調査されておりますが、使用しているものはすべて国内産または自家産で、輸入稲わらはないということでありました。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、19番齋藤修市議員の一般質問を許します。齋藤修市議員。

【19番（齋藤修市君）登壇】

19 番（齋藤修市君） おはようございます。一般質問 5 人目の齋藤修市でございます。

質問に入る前に、目まぐるしく変わる政界の再編成、自民党から民主党へ、そして鳩山政権から菅政権へと変わることになりました。民主党の御意見番であります渡部恒三さん、この内閣を「クリーン内閣」と呼んだそうでございます。菅さん本人は「騎兵隊内閣」と命名されたそうでございます。このことによって世の中がどう変わるかわかりませんが、いずれにしても地方の現状をよく把握して、地方自治体に対する支援、地方交付税及び交付金の増額を願いたいものであります。

それでは質問に入らせていただきます。

初めに、生活環境の整備についてであります。この質問の本質は、毎日の生活に寄与する環境整備ということのつもりでしたが、平成 22 年度の予算としては金浦地区のまちづくり交付金事業の 3 億 6,200 万円であります。したがって答弁もまちづくり交付金事業の内容になるかと思いますが、とりあえず通告に従って質問をさせていただきます。

にかほ市の総合発展計画前期計画第 2 章、自然豊かで住みよいまちがあります。第 1 項の計画的なまちづくり区分の中で、平成 22 年度の実施計画にまちづくり交付金事業費総額で 3 億 7,455 万円が計画され、一般会計当初予算でも 3 億 6,200 万円が計上されています。具体的には、公園整備事業費 8,700 万円、道路整備工事費 1 億円、地域生活基盤施設整備事業費 1 億 2,900 万円であります。この内容について伺いをいたします。事前に 3 月の定例会で金浦地区のまちづくり交付金事業の計画内容等々が配付されております。答弁の内容は恐らくその計画書に基づいたものになるかと思いますが、一応質問をさせていただきます。

一つ目は、公園の整備とは具体的にどんな内容ですか。

二つ目は、道路整備の内容と地区ごとの計画、これは恐らく地区ごとという形の答弁にはならないだろうと、そのように思っています。

それから三つ目は、生活基盤施設は平成 18 年の見直しです。56 施設、現状維持とありますが、整備の優先順位はできているか。この質問はですね、にかほ市行政改革大綱の集中改革プランの中に記載されている地域生活基盤施設についてであります。

この三つ目の質問に関連しまして四つ目、生活基盤施設について現状把握ができていますか。市の職員だけのチェックには恐らく限度があると思います。何かシステムをつくってですね民間に委託する、もしくは自治会に委託をするというようなことで実行されたらどうでしょうか。

五つ目はですね実施計画書の中にある地域創造支援事業、これは言葉の意味の解釈だろうと思いますが、これにはどんな事業がありますか。平成 22 年度の予算書の中にはこういう項目では計上されていないということでもあります。

大きく二つ目は、街路樹の樹木の管理についてであります。

にかほ市には旧町時代から地域ごとにいろんな街路樹が植えられており、道路の景観や夏の清涼感に一役買っております。また、昔から学校のグラウンド等にはポプラがよく植えられておりました。しかし場所によってはですね毛虫やアメシロ — アメリカシロヒトリかな — の被害で隣接する住民から苦情が出ており、当局に対しても地域要望も出されていると思います。これらの管理について伺います。

一つ目は、にかほ市の道路にはどんな種類の街路樹がありますか。

二つ目は、街路樹の病気や害虫対策はどのようになされておりますか。

それから三つ目は、伐採や剪定の要望がありませんでしょうかということです。

それから大きく三つ目でございます。海岸に打ち上げられる流木やごみの処置についてであります。

必ずしも海岸だけではないと思いますが、毎年のように大雨で河川が増水したときや海の大荒れの後には海岸に多くの流木やごみが打ち上げられます。クリーンアップ等で空き缶やペットボトル等は拾い集めますが、流木や草木のごみはそのままになっております。そして海が荒れますと、また同じように流され、また打ち上げられたりを繰り返しております。地球温暖化防止策等で焼却処分ができない、こういうことがあるかと思いますが、何かよい手立てはないものだろうか、当局としてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

四つ目はですね、口蹄疫対策についてであります。昨日の同僚議員の質問に対して御答弁ございました。大筋では理解しましたが、重複するところがあるかもしれませんが質問させていただきます。

今、宮崎県をはじめ日本全国を揺るがしている家畜の伝染病である口蹄疫について少し調査をいたしました。口蹄疫は偶蹄目と言うんだそうです。牛、豚、水牛、羊、ヤギ、鹿、イノシシ等、ひずめが二つに分かれている動物及びですねハリネズミ、それから象なんかにも伝染するという急性伝染性であるらしいです。日本では家畜伝染病予防法において法定伝染病として、牛、豚、羊、ヤギが指定されておりましたが、追加で水牛、それから鹿、イノシシが指定されております。アジア、中東、アフリカ、南米地域をですね中心に毎年発生していますが、日本では2000年の3月12日、92年ぶりだそうですが宮崎県宮崎市で発生が見つかりました。そして皆さん御存じのとおり、2010年4月20日、また宮崎県の児湯郡で感染が確認されたということでございます。この病気はですね2010年1月以降、東南アジア各地で発生しているということであるようです。

そしてですね、それで質問なんです、秋田県も感染調査を始めるとということに対してのきのうの御答弁ありましたので、1番目はよろしいかと思えます。

についてはですね、きのうの答弁では牛が711頭、豚が200頭、確かそのように伺いましたが、他の家畜はおりませんか、ヤギとか羊とかですね、こういうものがないのかと。牛と豚だけでしょうか。

それから万が一に備えての対策ですが、これは発生源から10キロメートル以内を処分すると、こういうことになっておるようです。10キロメートル以内となりますと当然、にかほ市の場合には南、それから北の端というところから10キロメートル以内と、こういうふうになると思えますので、近隣地区、広域的ないろんな対策、これが必要になってくるんじゃないかなと、このように思っておりますので、その辺に対してはどのような対策を考えられているか。

以上についてお伺いいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは齋藤修市議員の質問にお答えをしたいと思います。

私からは口蹄疫対策についてお答えをさせていただきます。

このことについては、さきの加藤照美議員の質問にお答えしておりますが、重複する部分もあるかと思いますが、御理解をお願いしたいと思います。

口蹄疫対策については、現在、秋田県家畜衛生保健所が中心となりまして防疫対策が進められておりますが、市単独の防疫対策については現在実施はされておられません。これからどういう形で衛生保健所のほうに協力できるのか、あるいは農家の皆さんにできるのか、これから具体的に検討を進めてまいります。宮崎県内で取られている対策でこれ以上拡大しないことを願っておりますけれども、感染はどのような経路で入ってくるのか今のところはっきりわかりません。いろんなケースが考えられるんだろうと思います。県では、さきに設置された秋田県口蹄疫対策危機管理連絡部において県内発生を想定した対策も講じることとしております。万が一発生した場合には保健衛生所が中心となりながら、どういう対策でどういう形のもので他の市町村なり協力、あるいは農家から協力を得てやっていくかという想定した訓練的なものも行うというふうにして伺っております。

いずれにしましても、発生時に中心的な役割を果たす家畜保健衛生所による初動対応、これに私どもとしてはサポートしていく、応援していくという形になろうかと思っております。まずは消毒等の防疫体制の強化が今のところは優先されている状況でございます。

市の対応については先ほど申し上げましたように県の防疫に対する協力となりますけれども、県内で発生した場合を想定いたしまして、現在、庁舎内で、例えばきのうもお答えしておりますが発生した場合にはそうした家畜を伝染を拡大しないような形でどこに殺処分をしたものを埋設していくか、この用地の確保もこれから大きな私は課題だと思っております。そうしたことも含めてこれから検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、市内で対象となる家畜は牛と豚でございますが、いや、今の質問の中ではいろいろな動物もありますけれども、質問に対しては牛と豚についてお答えをさせていただきたいと思っております。

主要頭数は、きのう 710 頭と申し上げましたが、仁賀保地区では肉用牛が 328 頭、乳用牛が 182 頭、合わせて 510 頭。金浦地区が肉用牛 79 頭。象潟地区が肉用牛が 101 頭、乳用牛が 21 頭、合わせて 122 頭。これがすべて合わせて 711 頭となります。豚については、仁賀保地区で 1 農家、220 頭でございます。御質問の中にヤギ、羊の数を把握しているかということですが、担当部長が把握していればお答えをさせたいと思っております。

他の質問については所管する各部長がお答えしますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 最初に 4 番の口蹄疫の関連の質問からお答えします。

牛、豚以外の家畜はヤギとか羊はいないかということですが、家畜として農家から登録されているものはございません。ただしペットといいますか、趣味的に飼われているヤギとか羊は実際目にしております。このことから口蹄疫の感染についてもそれらについても原因の一つになるということで、これからですね農家への聞き取り、あるいは各職員がいろんな地域に散らばっておりま

す。あそこのうちで飼っているとかそういう情報も職員からいただき、あるいは広報での聞き取り、何ていうか報告していただくような広報での周知も行っていきたいと思っております。家畜としてのヤギ、羊の登録はございません。

それから 10 キロメートル以内ということで幅広い広域的組織での防疫体制を組むべきじゃないかということでもありますけども、法定家畜伝染病ということで、その観点からこの防疫体制については広域的に取り組まれております。国・県が先導して我々、JA、あるいは市がサポートしていくという体制になっております。これがいわゆる広域的取り組みじゃないかなと思っております。

次に、生活環境の整備についてであります。

番の公園整備とは具体的にどんな内容ですか、から 5 番までありますけども、さきの 3 月議会で配付しておりますこの資料に基づいて御説明いたします。

1 ページをお開き願います。まちづくり交付金事業には、左側にあるように道路からまちづくり活動推進事業までの 6 つの事業で構成されております。このうちの上から 2 番目の「公園」とありますけども、これは旧金浦小学校跡地を公園として整備するものであります。

内容については 8 ページを御覧いただきたいと思えます。公園の全体面積は 2 万 7,700 平方メートルでございます。その中に道路や歩道、イベント広場、多目的広場、公衆トイレなどを整備する計画となっております。金浦地区まちづくり交付金事業が採択になりました平成 20 年度に旧金浦小学校を解体し、平成 21 年度に当該整備の測量設計を行っております。平成 22 年度には道路や歩道を整備するほか、公衆トイレを設置する計画となっております。事業費は 8,700 万円と見込んであります。平成 23 年度以降、イベント広場や多目的広場、駐車場などを順次整備していく計画となっております。完成すれば幅広い年齢層から利用されるものと考えております。

次に、番の道路整備の内容であります。

2 ページをお開き願います。道路整備については 4 本あります。1 路線目は、左側左下の基幹事業道路金浦・中飛線です。この路線は旧国道 7 号から日本海までが金浦・中飛線として事業採択になり、道路及び附帯施設として水路も整備するものでございます。詳しくは 3 ページをお開き願いたいと思えます。道路部の整備としてはこの右側のピンク色になっておりますけども、施工延長が 121 メートル、幅員 5 メートルにするもので、左側の水色のものについては水路でございます。総延長 1,023 メートルを整備いたします。いずれも今年度完成する予定となっております。事業費については 2,850 万円となっております。

2 路線目については下竹嶋潟線でございます。これは旧国道 7 号の記念館前バス停ってあるんですけども、そこから下竹嶋潟三嶽線を結ぶ道路で、詳細図面については 5 ページになります。施工延長は 147 メートル、幅員を 6 メートルにするもので、事業費は 1,450 万円となっております。

3 路線目は下竹嶋潟・三嶽前線です。図面は 6 ページになります。国道 7 号のバイパスのガードがありますけども、その付近から白瀬南極探検隊記念館側に歩道を設置するもので、歩道の施工延長は 341 メートル、歩道幅員を 2.5 メートルにするもので、事業費が 1,050 万円となっております。

4 路線目は川島・竹嶋潟 1 号線です。これはバイパスのガード下付近から旧国道までの改良工事

で、道路改良というよりも大雨のときにガード下が常に冠水している状況から、その対策として道路の排水改良を行うものです。排水改良の施工延長は 155 メートル、事業費を 4,650 万円と見ております。

これらの事業費合わせまして 1 億円となります。

次に、 番の地域生活基盤施設の件でございます。

まちづくりでは、地域がそれぞれの個性や特徴を発揮し、まちづくりに反映させるためには基本的な機能を充足する基盤整備が必要ですが、快適性や景観にも配慮した整備が求められております。そのためにまちづくり交付金では、緑地、広場、駐車場、情報板 — 看板等でございますけれども、これらを地域生活基盤施設事業として位置づけて整備することができます。金浦地区まちづくり交付金事業では、案内看板と勢至公園周辺を地域生活基盤施設として整備することにしております。

御質問の平成 18 年度見直しの 56 施設については、当該事業が平成 20 年度に採択されていることから、この 56 施設プラス 1 となりますが、そういう計画の中での整備にはなってございません。

まちづくり事業での平成 22 年度の地域生活基盤整備として整備する勢至公園周辺の整備の主な工事内容でございます。竹嶋潟の整備を要する護岸、いわゆるまだ護岸整備がなっていない未整備の区画がございます。これが 720 メートルありますが、今年度はそのうち約半分の 360 メートルを整備いたします。波によって洗掘された護岸に張りブロックで補強するもので、これによりまして遊歩道も保護されます。事業費は約 3,800 万円を見込んでおります。

次に、10 ページをお開き願います。バイパスからのガード下付近から南極広場までの延長 372.8 メートル、幅員 1.5 メートルの遊歩道を新設いたします。事業費は 1,300 万円であります。

次に、11 ページをお開き願います。竹嶋潟と国道 7 号に挟まれた三角地帯の土地約 1 万 3,000 平方メートルでございます。これを多目的広場として緑地と駐車場に整備いたします。今年度は、このうちの約半分 6,500 平方メートルを駐車場として整備いたします。事業費は 7,800 万円を見込んでおります。

これらを合わせますと、今年度の事業費は 1 億 2,900 万円となります。

番については総務部関係となりますので、後ほどお答えになります。

番の地域創造支援事業実施計画書にあるんですけども予算計上がされていないという御質問でございます。

地域創造支援事業は、まちづくり交付金で最も特徴のある事業です。これはまちづくりの目標の達成のために市町村の自由な発想、独自の提案事業が認められ幅広い分野で支援が受けられるもので、従来の補助制度には見られないものであります。金浦地区の地域創造支援事業としましては、コミュニティ防災センターの整備、地蔵町地区の排水改良、塩焚浜地区の排水改良、勢至公園周辺の水辺環境創造の 4 つがこの事業に当たります。平成 22 年度には旧金浦小学校跡地に木造平屋建て、延床面積 207 平方メートルのコミュニティ防災センターを建設いたします。平常時には地区の集会施設として、また、災害時には防災備蓄倉庫を備えた避難場所として活用するもので、事業費

は4,600万円を見込んでおります。また、勢至公園周辺の水辺環境創造事業であります。観音瀧と竹嶋瀧の水質改善に取り組みいたします。これは夏場にアオコが発生することから、今年はその対策のための調査設計を行います。一部水質改善の試験的な工事も行いますが、これらは事業費が520万円となっております。本格的な水質改善の工事は次年度になります。

なお、地蔵町地区と塩焚浜地区の排水改良事業は平成21年度で完了いたしております。これまで雨水や — 大雨時や波浪 — 高波時には一部住宅が冠水しておりましたが、この改良工事によりそれらは解消されております。

次に、大きな2番の街路樹等の樹木管理についてであります。

本市の市道には高木として約800本の街路樹があります。種類としては、ケヤキ、イチョウ、桜、クロマツ、サルスベリ、プラタナスがあります。また、このほかにも低木としてアジサイ、ツツジ、サザンカが約700本あります。

の病気や害虫対策についてであります。

合併前については街路樹にアメシロ — アメリカシロヒトリ等が発生し駆除を行った経緯もございます。ただし合併後については、これらの発生は確認されておりません。また、地区からの要望も来ておりません。今後についても仮にそれら病気や害虫対策の依頼がありました場合は、随時それらに対応してまいりたいと思っております。

の伐採や剪定の要望はないかとの御質問です。

伐採や剪定につきましては、金浦地区のプラタナスを地区の要望を受けまして、歩行者スペース確認のため、平成20年度と平成21年度に間引きいたしております。さらに毎年秋に剪定も行っております。今後も歩行者の妨げになるような枝葉の剪定については随時対応してまいりたいと思っております。

次に、大きな3番の海岸の流木やごみの処理についての農林サイド部門についてお答えいたします。

にかほ市の海岸線延長は約28.5キロメートルありますが、うちのほうの所管である漁港区域にある海岸は28.5キロメートルのうち18.95キロメートルであります。沿岸は漁業生産の場であるとともに市民の身近な余暇活動の場として多面的機能を有し、市民生活と密接な関係を持っておりますが、御質問にありますように多くのものが漂流・漂着し、景観や環境に大きく影響を与えている状況にあります。

このような状況にあることから、県では美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理などの推進のため、国の平成21年度補正における基金造成事業の地域グリーンニューディール基金を財源といたしまして地域環境保全基金によりまして定期的に漁港や漁港海岸の漂流・漂着物の回収処理を行うこととし、昨年度から事業着手いたしております。市が管理している小砂川漁港海岸においてもごみの漂着が多く、また、市民が多く接する小砂川海水浴場周辺とクツカケ湾の一部でこの事業により今年3回の回収で約4.6トンの漂着ごみを回収処分する予定であります。また、県が管理している象瀧・金浦・平沢の漁港海岸については、県が実施主体となって同じように約7.4トンの漂着物の回収処分を行う予定であり

ます。地形的なことから人手による回収であり、御質問にあります流木など重量のあるものは回収不可能となりますけども、できるだけごみを回収し、漁港及び漁港海岸の景観、環境保全に取り組んでまいりたいと思います。

また、漁業者等が行う環境対策ですが、藻場、それから磯場等が有する水産資源の保護、バイオ水質浄化等の広域的機能を保全するため、漁業者等が沿岸域の環境、生態系を守る取り組みに対しまして国・県、それから市が支援する環境生態系保全対策事業、これいわゆる農地・水・環境保全対策の水産版でありますけども、これが平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 カ年の期間で事業が実施されます。これは平沢・金浦・象潟それぞれの漁港海岸において、食害生物の除去や保護区域の設定、浮遊堆積物の除去など取り組みが継続的に行われることにより海岸の環境や機能保全について、これら事業をやることでこれらの期待がされるものでございます。このことについては今定例会の補正予算に事業費を計上したしておりますので、よろしく申し上げます。

以上、私から回答とします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 生活基盤施設 56 施設の整備の優先順位についての御質問に総務部からお答えをいたします。

御質問にありましたように 56 施設というのは、第 1 次にかほ市行財政改革大綱集中改革プランに記載されております公共施設一覧の中で生活基盤施設とされている施設でございます。農業集落排水施設、廃棄物処理施設、公園、簡易水道施設など市民生活になくはならない 56 の施設が掲載されております。これらの施設は市民の生活基盤を支える施設であるとの位置づけから、廃止や民間への譲渡、業務委託、あるいは指定管理制度への移行は難しいとの判断から、第 1 次大綱では現状維持、すなわち市の直営施設として維持することとされたものでございます。すべての施設が必要・重要な施設との観点から、御質問の整備の優先順位のようなものはございませんが、農業集落排水施設、廃棄物処理施設、簡易水道施設などは維持修繕計画を立てまして年次ごとに必要な施設改修整備を行っております。例えば清掃センターなどでは毎年 1 億円を超える予算をかけて維持修繕を行っているところでございます。また、公園等につきましても修繕や改良などの必要があった場合には、その都度対処をしております。

次に、生活基盤施設の現状把握とチェック体制についての御質問にお答えします。

施設の稼働状況や異常の有無などの日常的な施設点検と現状把握につきましては、担当職員が目視等で行っているところでございますが、施設自体の劣化、摩耗、老朽などのように専門的な知識や技術が必要な部分については、当然のことながら専門業者等の力を借りながら定期的に施設の現状把握を行っているところでございます。先ほど触れました維持修繕計画などにつきましても専門業者の意見などを参考にしながら策定しているところでございます。

御指摘のとおり職員だけのチェックには限度がございます。これからの施設の現状把握、維持管理につきましては、職員が行う部分、民間に委託する部分などをマニュアル化、システム化することも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 3つ目の御質問の海岸に打ち上げられる流木やごみの処置について市民福祉部からお答えいたします。

海岸に打ち寄せられる流木やごみは、長い海岸線を抱えるにかほ市にとりましてはごみの不法投棄問題以上に非常に頭の痛い問題でございます。毎年、市民の協力を得てのクリーンアップ作戦を実施いたしまして、できる限りのごみの処理を行っておるところでございます。また、緊急雇用対策によります15名の雇用によりまして、主に海岸を中心といたしましたごみ処理作業に毎日努めておるところでございます。大変喜ばれておるところでございますが、どうしても大きな流木などの処理までには手が回らないのが現状でございます。以前、海岸で焼却処分を行っておった時代もございましたが、御承知のようにダイオキシン問題や地球温暖化防止対策などで現在は焼却処分ができない状況となっております。

流木の処置について何かよい対策はございませんかとの御質問でございますが、にかほ市の焼却施設、清掃センターにおきましては、施設の構造上から流木などの焼却処理ができないことから、処分するためには民間会社のジャパンクリーン秋田へ搬出したしましてその処分をお願いする以外にございません。そのためには多額の運搬費と処分費を必要といたしますので、昨年度から県が実施しております地域グリーンニューディール事業、海岸漂着物地域対策推進事業を活用いたしまして流木、漁網、ロープなどクリーンアップなどで処理できないようなものについては県にお願い処分をしていただいております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 19番齋藤修市議員。

19番（齋藤修市君） いろいろ御答弁ありがとうございました。金浦地区、まちづくり交付金に関しては、これは総工費13億5,200万円ですか、平成24年度の完成ということで進めていることで、完成すれば非常に市民に対してはいい環境の施設になるだろうと、このように思っております。

それですね、ちょっと再質問の中で公園の位置づけというものに対して若干質問させていただきます。

公園の区分の中には、レクリエーションスポーツ施設と、それから生活基盤施設に区分されると。この中で生活基盤施設にはですね農村公園条例、それからふれあい自然公園条例、都市公園条例、それから公園条例と、この4つに分類されているわけですが、この主な違いってというのはひとつ何でしょうかということがひとつでございます。

それから流木のごみに関しての処置の問題、いろいろ御答弁いただきました。大変お金をかけていろんな清掃をやられている事実も承知しております。野焼きという規制がありますですね。この野焼きの中で特例がございまして、一つ目、河川や道路、道路脇の草や木、地方自治体が施設管理を行う上で必要な場合。二つ目、火災の応急対策や火災予防訓練のため。それから三つ目として、正月のしめ縄、門松を焼くといった風俗習慣上や宗教上の行事。それから四つ目、畑焼きや畔の草、下枝の焼却など農林漁業を営む上で必要な場合。この項目に関しては特例としてやっていいですよと、こういう法律がございまして。これは御存じだと思うんですが、この焼却の問題は一つ目は大きくはダイオキシンの問題、二つ目は地球温暖化の問題、これが大きく原因しているわけござ

いますが、そういう宗教上の行事等々で言えば、何ですか、嵐山の大きな野焼きとかですね、あ
あいうものも公然とやられていると、これは今で言う宗教上の行事とかそういうことであれば許さ
れるんだという観点から見れば、すごいスケールの大きな野焼きも実際はやられてるわけですね。
そういう中で我々が生活の中に直結する小っちゃなというと語弊ありますけども、海岸に打ち寄せ
られた、大きいものは別にして小枝とかですね、草木の枯れ草等々のごみ、こういうものは今言っ
た4つの特例の中に入るんじゃないかなという、見解の相違あると思うんですが、その辺はどのよ
うに考えられているかひとつお聞きしたい。

それからもう一つ口蹄疫に関してですね、実は口蹄疫っていうのはここ、ことしというんです
が、4月等々に入ってから日本中を揺るがしているわけでございますが、東南アジアの状況をちょ
っと調べますとですね、中国、香港、台湾、韓国等々における口蹄疫発生の状況というのは、こと
しの1月から多分きょねんからも発生してるんだろうと思うんですが、いろんなところで発生して
いると。北京、山西省、台湾、香港、広東、いろんなところでですね、チベット自治区とかです
ね。だから日本に発生しないっていうのは、こういう状況から見ると当然発生して当たり前じゃね
えかなと。心配するのはですね、水際をどこで抑えるかと、こういうことだろうと思うんです。貿
易港のあるところ等々に関しては、やはりこういう海外との連絡っていうんですかアクセスがある
わけですから、こういうところに対してもやはり目を向けておかなければいけないのかなと。御存
じのように初動体制が非常に大切なんだということを言われてますんで、これ御答弁いりませんけ
ども、とにかく水際で抑えるということが一番重要じゃなからうかなというふうに思っておりま
す。

さきの2点についてお答えいただければと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

観光課長（武藤一男君） 都市公園、それから農村公園、それから市の公園、ふれあい自然公園
ということで条例まずあります。都市公園については都市公園法に基づいて近隣、運動、街区とか
そういう公園の区別があるものですから、その整備に当たっているいろいろな条例の制定が必要
なものですから、まず、にかほ市都市公園条例。それから農村公園については農村総合整備事業の
中で、そういう事業を実施するに当たって、そういう整備等をするに当たってこういう条例化を求
められてますので、そういうことから農村公園の条例を設置しております。あと市の公園、ふれあ
い公園は、どちらかというとまず市の中心部、それから山間部といたしますが、森林的なもの、そ
ういものからこういうふうな条例を制定しております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 野焼き等についての特例についての御質問でございますが、御承
知のように秋田県で言えば大館の大文字のような正月行事、あるいは畑を利用するための野焼き、
そういうものについては、さまざまな行事に関するものについては許されているものもございま
すが、先ほどお話しあったようにダイオキシン、地球温暖化防止のためにどうしても海岸に打ち寄せ
られた大きな流木を焼却するためには、この特例には当たらないというふうに県のほうからも指導
を受けてございます。ただ、昔はストーブ用としてその小枝などについてはその地域の住民の方々

が利用された経緯もございますが、今はそういうこともなくなっておりますので、特にごみの量が多くなっておりますので非常に頭の痛い問題となっておりますのでございます。以上でございます。

【19番（齋藤修市君）「終わります」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） これで19番齋藤修市議員の一般質問を終わります。
所用のため、11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休 憩

午前11時09分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 質問に入る前に、通告書の2枚目なんですけれども少し字が多くなっていましたので訂正したいと思います。2枚目の3、住宅リフォーム、その後にも「住宅」とありますが、その後のほうの「住宅」というのを削除してくださるようお願いいたします。通告書の訂正をしてから質問に入らせてもらいます。

市民の要望などについて5項目について質問をします。

1番目は、国民健康保険税の引き下げ、負担軽減をということです。

さきに市民の皆さんにお願いしたアンケートでは、市政に望むことで多かったのが「国保税や固定資産税の負担軽減」というのでした。国民健康保険についても「高すぎるので安くしてほしい」というのが一番多く、「減額、免除の制度を充実してほしい」というのが次に多くなっています。そして「国民年金が少ないのに介護保険料を引かれると少ししか残らない」、「国保税が高い」、「公共料金が高い」というような声もありました。国保税は1984年、自民党政府の改悪で国保への国庫負担率を医療費の45%から38.5%に削減し、その後も事務費や保険料軽減措置などへの国の財政支出を廃止したり削減したりしてきました。その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出は49.8%から30.4%に減っています。現在の国庫支出は25%にまで引き下げられています。同時期に1人当たりの国保税は3万9,000円から8万円、2倍以上になっております。そのことにより国保税の負担額がふえてきたというのが大きな原因です。また、この間、大企業の雇用破壊により失業者や非正規労働者が大量に国保に流入しています。国庫負担の削減による財政悪化と国保加入者の貧困化が相まって保険料が高騰し、滞納者がふえる、そして財政が悪化するという悪循環が拡大しているのが実情だと言えるのではないのでしょうか。さらにひどいことに国は国保税の収納率が低い市町村などに対し、国庫負担を減らすペナルティーを課してきました。そしてさらに国の決めた基準に照らして医療費が多すぎると判定した市町村には、医療費適正化として医療費の削減を求め、実現できない場合はこちらも国庫負担を減らすというペナルティーもかけてきたのです。医

療費を多く使わずにしっかりと取り立てをしなさいというのが国のやり方で来ております。

そこで質問ですが、平成 20 年度国保会計決算では国保税収入未済額が約 2 億 2,000 万円となっています。ここ 4 年間の滞納世帯、人数はどのようになっているのでしょうか。そして、その滞納についてどのように考えているかお尋ねします。

二つ目に、減免制度の活用、申し込みと認定、これがどのようになっているのでしょうか。北秋田市で、報道もされましたけれども国保税減免裁判がありました。このことについてどのような見解を持っているのでしょうか。この裁判というのは、北秋田市が国民健康保険税減免申請に同意書や同居家族の預貯金通帳のコピーをつけないことを理由に減免申請を却下したことは違法であるとして、却下処分の取り消しと損害賠償を求めたものです。判決では、却下処分を取り消す、被告は原告に慰謝料 6 万円を支払うことと命じ、原告が勝訴したものです。北秋田市では判決を不服として控訴しています。国保税への国の負担をふやすことが基本的に必要で、市としてもいろいろ苦勞しているわけですが、そういう中でもさらに工夫をしながら国保税の引き下げ、軽減を検討していくべきではないか。その点についてもお尋ねします。

二つ目の公契約法条例の制定についてですが、これは公契約というのは政府や自治体など公共機関が業者と公共工事やサービス委託などについて結ぶ契約のことですが、その事業で働く労働者の賃金を人間らしく働ける一定の水準にし、事業の質を確保することを契約者に求める法律や条例をつくらうというのが公契約条例の考え方です。仕事が減少する中で入札価格の安値競争で採算割れや労働者の賃金水準が下落する一方という状況の改善が必要です。にかほ市議会では 2007 年、平成 19 年 6 月議会で公共工事での建設労働者の適正な労働条例の確保を、ということで、政府に対して意見書を送っています。その中では、公共工事で建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、ということも挙げております。また、このことについては全国市長会でも 2005 年、平成 17 年 6 月に、にかほ市議会が出した意見書と同じ趣旨の要望を出しています。したがって公契約法制定を国にさらに働かせるべきだと思いますが、どうでしょうか。その一方で市としても公契約条例の制定を検討すべきだと思いますが、どうでしょうか。

三つ目、住宅リフォーム支援制度の充実、期間延長をということで質問しますが、県や市が住宅リフォーム支援制度を実施してから申請も多くなっています。工事依頼主、業者からも大変好評で、当初の予算が不足するという状況になっているようです。地域経済に及ぼす影響も相当なものと推測できます。市長の市政報告でも 5 月末現在で 97 件の申請で補助金額で 758 万 5,000 円とのことで、当初予算 1,000 万円が不足するため今回の補正予算で 500 万円を追加するほど、というふうになっています。この住宅リフォーム支援制度を県に働きかけ、来年度も継続できるようにしたいと思いますがどうでしょうか。同時に市としてもこの制度を来年度以降も継続するよう検討したらどうでしょうか。

次は 4 点目ですが、子宮頸がん予防接種支援策についてです。

御承知のとおり子宮頸がんは予防できる唯一のがんです。本来は、こちらも国が予防接種に支援をすべきものだと思いますけれども、市として努力を望んできましたが、朝日新聞 4 月 7 日付では新年度から子宮頸がんワクチンの助成をする自治体として、由利本荘市を含む 35 自治体が紹介さ

れています。そのうち全額負担の自治体は 21 あります。予防接種対象者は中学生が大半ですが、中学校 1 年生から 29 歳まで、あるいは 45 歳までという自治体もあります。3 月議会で子宮頸がん予防接種の助成について市長は「検討する」としていました。どのような検討状況かと質問の通告をしていましたけれども、4 日の市政報告では中学 1 年生から 3 年生に接種費用の 2 分の 1 助成として補正予算に 288 万円を置いています。これは一步前進と受けとめ評価しております。ここに至った検討状況などについてお尋ねをします。

最後の 5 項目目ですけれども、平和市長会議へ加盟をしたらどうかということです。

オバマアメリカ大統領の演説を機に核兵器廃絶の運動が大きく広がっています。ニューヨークの国連本部で開かれた核不拡散条約再検討会議も、これまで以上の取り組みで前進させようと努力を続け、核保有国に核兵器廃絶への一層の取り組み、具体的な進展を求める最終文書が採択されました。これは核兵器のない世界を目指す重要な一步前進というふうに言えると思います。

市長は昨年のかほ市戦没者追悼式の式辞で核兵器の廃絶にも言及し、オバマ大統領の演説も取り上げ、「国際的な核軍縮の機運を盛り上げていくことを期待している」と格調の高い式辞をしています。また、全国市長会では 4 月 7 日に核兵器の廃絶を求める決議をしています。決議では、平和市長会議では 2020 年までに核兵器のない世界を実現するための具体的な道筋を示すヒロシマ・ナガサキ議定書を提唱し、今回の N P T 再検討会議でも採択を目指している。そして核兵器は人類の生存をも脅かすものであるから、今回、これは市長会ですが、この平和市長会議の取り組みを支持するとともに一日も早く核兵器のない平和な世界が実現されるよう強く求めるものである、このような決議を上げています。日本共産党でも被爆国日本の政党としての志位和夫委員長を代表とする代表団をニューヨークに送り、再検討会議の議長や各国代表団に核兵器廃絶のための国際交渉を開始する合意をつくるようにということなどを求め、要請してきています。

平和市長会議は、核兵器のない平和な世界の実現を目指して広島市長が会長となっている組織で、世界 143 カ国地域の 3,800 を超える自治体が加盟しています。県内でも秋田市、由利本荘市など 12 自治体が加盟しています。にかほ市としても平和市長会議へ加盟し、平和な世界、核兵器廃絶を目指す運動の一端を担えるようにしたらどうでしょうか。

以上 5 点について質問をします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは村上議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国保税の引き下げについてでございます。

国保財政の仕組みについては村上議員も御承知のとおりでございますが、国の負担は別といたしましても被保険者の相互扶助の原則に基づいてこの制度が成り立っているわけでありまして、支出額については被保険者の医療費に応じて大きく変動いたします。その支出に応じた収入を確保していかなければなりません。

にかほ市の国保の単年度収支は、平成 20 年度は 930 万円ほどの赤字、平成 21 年度は 1,300 万円ほどの黒字の見込みで、税率改正後はほぼ収支の均等が取れたものとなっております。また、平成

20 年度には旧町単位の不均一課税を統一し、課税方式を所得割、均等割、平等割、資産割の 4 方式から、所得割と均等割の 2 方式に改正をしたことは御承知のとおりでございます。このため現在は所得割が 4.7%、均等割が 2 万 4,500 円となっております。例えば課税所得 100 万円の世帯で被保険者 2 人の場合を試算してみると、県内では 2 番目に低い税率となっております。また、被保険者を 1 人とした場合の試算でございますけれども、この場合は県内では一番低い税率となっております。

今後、国からの財源収入がふえたり医療費が減少したりすれば、国保税の引き上げも国保運営協議会などで検討することになりますけれども、医療費も増加の傾向にある現状においては現時点では引き下げは考えておりません。引き続き市民の健康づくりなどに努めながら、1 年でも長く現行の税率を維持してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

なお、国保に係る他の質問については担当部長等がお答えをいたします。

次に、公契約についてでございます。

御承知のように公契約の法制定や条例のねらいは、公共工事の請負について公の機関が支払う対価が作業に従事する労働者に公正に配分されるなど、作業の労働条件を適正に確保し、もって工事等の質の確保などに資することを目的としております。

本市における工事等の入札契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、あるいは建設業法などの関係法令に基づいて施工体制の適正化を指導しておりまして、工事等の資は適正に確保されていると判断しております。

また、作業員の労働条件の適正化については労働基準法や最低賃金法などの関係法令がございますので、労使の当事者間で労働条件が適正に確保されるように遵守されているものと考えております。

したがって、現時点では施工管理体制の適正化、あるいは労働者の賃金、労働条件が適正に確保されるための法整備がなされていることから、基本的にはこれらの法令の遵守を指導することにより対応してまいりたいと思っております。しかしながら、公契約法や条例の制定については労働条件に関する現行法律の調整が一つの課題でございますので、いろいろ市長会としても国に意見書などの提出をしておりますが、さらに法の整備の動向を見ながら市長会として 一 要するに県の市長会を通して協議を、意見交換などをしてみたいと思っております。

次に、住宅リフォーム支援制度についてでございます。

市政報告でも申し上げましたが、多くの市民から制度の御利用をいただいているところでございまして、現在の住宅投資額は約 2 億 7,000 万円余りと、地域経済への波及効果は大きなものがあると考えているところであります。そのためにも数年にわたる継続的な施策の展開が効果的と考えますので、県としては平成 22 年度という形で期限を打っておりますけれども、これもにかほ市という形でなくて県の市長会を通して県のほうに要望してまいりたいと思っております。

また、市としての制度の継続については、県と連携することでその相乗効果が大きいことから、県の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

次に、子宮頸がんの予防接種支援策についてでございます。

市政報告と、これまで質問された議員の方にお答えをしておりますけれども、重複する部分がありますが御理解をいただきたいと思ます。

子宮頸がんは人から人へのヒト・パピローマ・ウイルスの感染が原因とされ、このウイルス感染を予防するワクチンが昨年10月に国で承認されまして、任意の予防接種が可能となったことは御承知のとおりでございます。3月の定例会の村上議員の御質問に対して「予防接種については検討する」というふうにしてお答えをしておりましたが、その後、市の医師会と協議を進めてきたところでございます。その御意見を踏まえながら、若年者の子宮頸がん死亡率の減少を図ることを目的に中学1年から3年生の女子を対象にして、にかほ市単独でワクチン接種 — これは半年で3回の接種が必要となりますが、約4万5,000円、この2分の1を市が助成するという形で今回補正予算を計上したところでございます。医師会との協議等については担当の部長、または担当の課長からお答えをさせます。

次に、平和市長会議への加盟についてでございます。

平和市長会議は被爆都市広島、長崎両市の主催によりまして昭和57年に設立され、世界各地でさまざまな平和推進活動が展開されることは御承知のとおりでございます。また、これまで核兵器廃絶に向けた日本国内の自治体連携については、昭和59年に設立された日本非核宣言自治体協議会を中心としてネットワークが形成されておりまして、同協議会と平和市長会議は国内と海外に役割を分担しながら核兵器廃絶に向けた平和推進活動に取り組んでいるものでございます。こうした中で、核兵器廃絶に向けた具体的な展望がまだ開かれぬ昨今の国際情勢を踏まえ、これまでの海外諸都市を加え、日本の都市も含めて世界の都市が一体となって核兵器廃絶を国際社会に訴え、そして国際政治を動かすことが必要であるとの考えから、平成20年2月から国内の各市、各市町村長へも平和首長会議の加盟を求めてきたものであります。

御指摘のように現在143カ国、3,880都市の加盟となっておりますが、さらに加盟市町村は増加傾向にあるようでございます。ちなみに県内では13の市のうち9市が、12の町村のうち3町村が既に加盟をしております。本市では平成17年12月の28日に非核宣言を行い、核兵器廃絶に向けた運動を市内外に発信しておりますが、さきに申しあげました日本非核宣言自治体協議会への加盟は旧町時代は加盟しておったところもありましたけれども、今現在、にかほ市としては加盟しておりません。加盟しておりませんでした。

そこで御質問の平和市長会議については、世界恒久平和の実現に寄与するとした基本理念や活動趣旨は尊いものがございまして、世界の都市とともに核兵器のない平和な世界を創造する運動に賛同し、先般、この議会が始まる前ですが平和市長会議への加盟の手続を取らせていただいたところであります。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） それでは村上次郎議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、国保税の引き下げと負担軽減に対する御質問の1点目の御質問でございますが、滞納世帯と人数につきましては、平成17年度末現在で656世帯の1億8,517万1,022円となっております。また、平成18年度末では605世帯、2億915万3,459円となっております。また、平成19年

度末におきましては 607 世帯の 2 億 2,165 万 2,043 円となっております。それから平成 20 年度末でございますが、604 世帯の 2 億 2,045 万 4,554 円となっておりますのでございます。

また、滞納についてどのように考えておるかとの御質問でございますが、国保税に限らず税の納め忘れ防止のため、まずは口座振替制度の利用を促進、お願いしておるところでございます。税の滞納者については、できる限りの範囲での滞納額の減少を図るため電話と訪問による納付のお願いを行いまして、分納による納付も含めた納税相談を実施いたしておるところでございます。

また、納税班及びサービスセンターでは、納税相談時に多重債務の把握に努めながら弁護士や司法書士を紹介、同伴することにより問題の解決を図るなど、少しでも滞納者の減少に努めておるところでございます。

次に、2 点目の減免の申し込みと認定の状況であります。国保税の減免には(1)といたしまして、貧困により生活のための公私の扶助を受けるもの、またはこれに準ずると認められるもの。(2)といたしまして、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの。(3)といたしまして、特別の事情がある対象者となっております。

平成 19 年度の減免申請件数は 9 件で、うち承認件数は 7 件、減免金額は 71 万 8,600 円となっております。内訳としては、貧困による減免が 5 件、所得の減少による減免が 2 件となっております。平成 20 年度の減免申請件数は 11 件でございますが、うち承認件数は 6 件、すべて貧困による減免となっております。減免額は 35 万 3,000 円でございます。平成 21 年度の減免申請件数は 35 件で、うち承認件数は 23 件、減免金額は 193 万 3,300 円となっております。内訳といたしましては、貧困による減免が 18 件、所得の減少による減免が 5 件となっております。

北秋田市での国保税減免裁判についてでございますが、判決におきましては男性の減免は承認されるべきものだったと、また、原告に軽視できない精神的苦痛を与えたとされておりますが、今後控訴も考えられておるようでありますので、見解については控えさせていただきたいと思っております。

なお、現在までにかほ市でも同意が得られない申請は 1 件ございましたが、申請の内容と生活状況等を勘案し減免の対象といたしておるところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

子宮頸がんの検討状況につきましては担当課長のほうからお答えさせます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、健康推進課長。

健康推進課長（鈴木令君） 子宮頸がん予防ワクチン助成についての検討状況について追加させていただきます。

4 月 28 日ですけれども、市医師による母子成人保健事業検討委員会を開催して、このワクチンについて検討しております。このワクチンについては将来的に若年者の子宮頸がん死亡の減少を目的として行うものであります。あくまでもヒト・パピローマ・ウイルスの感染を防止することによりまして、感染をしてしまった人には余り効果がないということでありました。そこで、にかほ市としては平成 22 年度はばらまきよりも効果がある年代へということで、中学 1 年生から中学 3 年生までの女性というふうにしたほうが良いという意見をいただいて、そのように予算を計上しております。今後については、接種状況を見て、また、高校 1 年生から高校 3 年生についても検討していったらいいんじゃないかというような意見をもらっております。

実施の方法につきましては、にかほ市内にある医療機関で個別接種といたしております。なぜ、潟上市は集団接種を行っておりますけども個別接種で行う理由としては、この予防接種は筋肉注射でありまして、また、海外でつくられた予防接種でありますので副作用もはっきりわかってない状況なので、個人個人の健康を見ながら予防接種はやったほうがいいということで個人接種という方法を取らせていただくことにしております。

それから公費の負担につきまして半額助成というふうにしておりますが、今この年代の子供たちについては子ども手当も支給される予定になっておりますし、それから親が子供の健康を守るという観点からも全額補償というよりは、そういう名目を踏まえまして2分の1助成がいいのではないかということで、それから由利本荘市は5,000円の助成をしておりますが、5,000円よりはやはり半額ということで接種率を向上させていただきたいということで半額助成といたしております。

このワクチンの効果は6年から20年くらいでかなり個人差が大きいので、やったからといって子宮頸がんにかかってもおかしくはない状況です。ですから20歳以上の方についてはこのワクチン接種をするというよりも、やはり健診を2年に1回になってますけども2年に1回健診を受けて子宮頸がんを予防するという形をあくまでも重く見ていただきたいというような意見もありまして、そちらのほうも広報と一緒にPRしていきたいと思っております。

この接種についてのPRは7月1日の広報にも掲載いたしますし、それから対象年齢になる保護者について個人通知もする予定になっております。ただし、PTAが理解していただければ接種率も向上しないということですので、各中学校の学校の校長先生やら教育委員会とも話し合いまして養護教諭の勉強会も開きたいと思っておりますし、PTAの集会時にこの予防接種について保護者にもうちょっと啓発をしていきたいなというふうに考えております。

以上このようなことが検討委員会で話し合われて、それに応じまして私たちのほうも予算計上させていただきます。以上です。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 国保税の問題について質問します。

滞納の金額なども示されましたけれども、国保税不納欠損額も年々ふえてきているわけです。平成でいきますと17年度ですか、このときに不納欠損額が870万円、平成18年度には916万円、平成19年度1,000万円、平成20年度1,200万円、こういうふうに集めようとしたけれども集めきれない、そして一定の期間が過ぎたので、これはもう集めきれないから処分しようと、こういうことなんで、このことと、それから滞納の金額、これと対比してみますと、滞納、例えば平成20年度では2億2,000万円の滞納があると。不納欠損額が1,200万円ということですから、こういうことについて見解をお尋ねしたいわけです。先ほどは滞納についての収納の実務的な答弁ももらいましたけれども、そういうことではなくて、こういう実情だということについてどのように考えているかということの答弁をもらいたいんです。さらにつけ加えますと市税の不納欠損額というのも年々ふえてきておりますが、国保ほどではないんです。例えば平成20年度で3,200万円です。市税の滞納額。これは法人税はちょっぴりしか入ってない。つまり個人の不納欠損額ということになっていきますので、こういう状態をこのまま放置していったいいのかと。ただ市長の答弁では、お互いに

助け合う制度だから、しかも全県的に見て低いからということですが、これほどの欠損額と滞納額があるということで、見解がなければどう対応するかというのは出てこないんじゃないかと思しますので、その点についてひとつ質問します。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 国保税の不納欠損に対する見解についての御質問でございますが、国保税に限らず不納欠損がございますが、市といたしましてはできれば不納欠損はやりたくないというのが実情でございますが、どうしても滞納されている方が見つからないとかさまざまな例がございます。そういうものについてやむを得ず不納欠損をせざるを得ない状況となっておりますのが現状であります。不納欠損した後も滞納者の方にはその納付の勧奨をお願いしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 不納欠損額は後から出したので、通告では滞納についてどのように考えているかということですので、滞納の実情の把握、というのは今そんなにありませんけれども、悪質滞納というのもないわけではない。それを全面に出してなかなかそういうこともあるからという話が出ておりました。今はそういうことはないようですが、やはり納めたくても納めきれないという人と、納めることができるんだけど納めていない、こういうところは区別をきちんと、しかし納めたくても納めきれない人について滞納しているので、このことについてどのように考えているかということをお尋ねしたいんです。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 滞納者の方々にはさまざまな状況によって滞納されている原因がございますが、市といたしましてはできる限りその方々の分納とかそういうことを考えながら納税相談を行いまして、納税の相談に応じておるところでございます。非常に国保税というのは前年の所得を算定基礎といたしますけども、今回、条例の改正によってその方々が救われることとなりますが、これまではそのようなことがなかったので特に分納の制度を活用した、あるいはそれ以上に何とかいいますか、多額の税以外の借入金などがある場合についても一緒に御相談に応じて解決に当たりながら、できる限り納めていただく方法をお願いしておりますのでございます。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 市の国保税の担当のほうでは大変頑張って、いろいろ滞納者に対しても配慮しているということは理解しております。しかし基本的に、先ほど述べましたけれども国の補助金がどんどん減らされてきたというところに根本的な原因があるわけです。ですから第一線で苦悩している状況はよくわかりますけれども、そういうところに国のほうに要請をしながら第一線でできることは何かということをやったり考えていかなければいけないと思しますので、これは通告しておりませんがいろいろな一部負担の軽減とか、あるいは減免の制度がこのようにあるというふうなことをやはり多面的に知らせながら、できるだけ滞納が出ないように、不納欠損額も出ないようにというような配慮が必要なのではないかと思しますので、その点についてもちょっとお答えできればお願いしたいと。

実は県のほうでね、こういう問題で交渉した結果、県のほうの見解というのを紹介しておきたいと思います。支払い能力というのは、いろんな税金についてです、支払い能力というのは健康で文化的な最低限度の生活をした上での余力であり、借金をしたり教育費、出産費用などの最低生活費を削っても支払えというものじゃないと。こういうふうに県は見解を持っています。しかし実情はなかなかそうになってないということです、そのはざままで難儀している第一線の苦悩もわかりますので、いろいろな各種減免、あるいはそういう軽減制度などについても周知しながら、できるだけ負担を軽くしていくというふうな周知徹底のことも考えたらどうかということで、通告はしてありませんけれどもできたら答弁をお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 国保関係については、にかほ市に限らず全国の市町村大変厳しい財政環境の中で運営をしているわけであります。当然ながら今回のような経済不況になりますと、これまた深刻な状況になっております。できるだけ私どもも減免措置、これを活用していただきたい、対象になる方は活用していただきたいと思ひますし、なお一層、PRにも努めてまいりたいと思ひます。

ただ、このような広報のあり方がいいのかということは国レベルでも協議検討はされております。これは私どもは後期高齢者医療制度も含めて国が保険者になるべきであろうというふうなことも話し合われておりますけれども、これは全国市長会も通してですが、結果的には、まずは広域的な形ということで都道府県を単位とした保険者、こういう形でやりましょうということで、今回、県の職員も入れて秋田県内でも勉強会を立ち上げることにいたしました。ですからそういったことを踏まえながら、できるだけ国保会計の財政の安定化を図って、そしてできれば被保険者の負担を軽減していきたいものだと思っておりますけれども、これはやっぱりお医者さんにかかれば当然ながら今の段階では市で保険者が支払いしなければなりませんので、たとえ基金が今あるにしても、ことし、きょねんからですか、新型インフルエンザ、こうしたものが大規模に今度は発生するとこれも簡単に億単位の金が医療費としていくわけです。ですから、できるだけ滞納されている方については相談をしながら、余力の中で現年度分からまずは納めていただくという形のものを取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 国保については、何回も言ってますが基本的には国の補助削減ということと、今、不況でという話がありましたけれども、これまで事業所に勤務していた人が事業所が半分の負担できないというので国保に移行させると、そういうふうなことも出ています。そうすると、その引き受けた家庭でその人の分も払わなければいけない。まず折半しながら会社などでやっているのと比べて、国保に加入している人の所得ってというのは極めて低い状態という実情なわけですから、そういう点を考えながら今市長の答弁ありますが、できるだけ市民の負担を和らげるということで努力してもらいたいと思ひます。

次に、公契約法条例については市長も答弁しながら、市長会等の動向を見ながらということでそれでいいかと思ひます。

それから平和市長会議の加盟についてですが、これは申請をしたのはいつだかということだけお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほどの答弁の中では議会前と申し上げましたが、6月の7日だそうでございます。事務的には。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 平和市長会議への加盟申請、大変よかったと思っております。

最後に子宮頸がんの問題ですが、一番疑問に思ったのは半額、子ども手当もあるからということなんです、子ども手当とは全然性質が違うんじゃないかというふうに思うのです。そして半額ということであれば、例えばその半額を出せる家庭、子供の場合はいいかと思いますが、いろいろ難儀をしていて注射、予防接種受けたいと思っていてもできないという人が出るのではないかと、そういう不公平さが出たら困るのではないかというふうに思うわけです。ですから協議の場でそういう話が出なかったのか。さらに生活保護とか、あるいは準要保護、あるいは非課税世帯、こういうことについての協議はなされたのかどうかということも質問したいと思います。

お昼になりますけれどもちょっと続けます。まだもうちょっと質問を続けます。

半額負担は予算、市の財政が大変だからということではなさそうで、きのうの市長の答弁では「後から希望者がふえればまたふやしていく」という趣旨の答弁もしておりますから、考え方としてこれは協議の中で生活に困っている人の場合、非課税世帯、あるいは母子家庭、父子家庭などの場合、そういうことまで協議をし、そしてその半額になったのかどうか。これ全額にしていくべきだと思いますが、その点の協議はどうだったのかという点についてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 助成額の半額の件でございますが、にかほ市では健診、あるいはさまざまな保健に関する助成措置を取ってきてございますが、先ほど訂正させていただいたがん検診についても同じでございます。ほとんどが2分の1助成を基本としてきてございます。ですから由利本荘市では3分の1補助の助成としておりましたが、にかほ市では他の助成措置と合わせた形で2分の1助成とさせていただいたところでございます。

非課税世帯についての御質問でございますが、これについてもお話がなかったわけではありませんが、総体的にはやはり今の段階では一本にまとめてというような形で今後の検討事項といたしておるところでございます。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） ほかのものが半額負担だからというのとまた性質が違うというふうに思いますが、その協議の仕方についても内容というか、そういうことについてもちょっと疑問、まだ協議これからまだあるかと思うんですが、もっと協議を深めなければいけないんじゃないかというふうに思うわけです。例えば、きのうもちょっと出ましたけれども、市内の中学生は425名、3年生だけで151名です。中学1年から3年生まで425名ですが、5万円の補助でも2,125万円、3年生だけにすると755万円、2年生で660万円、1年生で710万円、こういうことでできるわけで

す。しかも全員強制的にやるというわけではないと思います。もちろん希望者ということになると思うんですが、金額にしてはこの程度です。それで潟上市でも全額補助ですけれども、ここでは402名の中学生に全額補助ということに最初からやっております。ですから考え方として全額補助で希望者は全員にやってもらう。それから、これまでのいろいろな各種検診とは違うんだということの必要性、あるいは重要性、こういうことも考える必要があると思います。さらにいったんがんにかかったら、その治療費、入院、さまざまなケア、家族の負担ということを考えれば経済的にも大変な負担に広がっていくのではないかと。さらには中学生以上であっても希望者に対しては、その場合には一定の補助をすると、そういうふうにいる段階的に、あるいは将来も見据えてやっていけないのではないかと思いますので、そういうことを含めて協議をして改善していけるかどうかについてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 子宮頸がんについてはことしから始まったものでございますし、潟上市さんは100%、由利本荘市さんは基本的には3分の1、きょうの新聞見てみましたら美郷町では3分の2という形の議案が上がっているようでございますが、今、秋田県でもこの子宮頸がんについては助成をしましょうというふうな形で佐竹知事が言っていますので、これから具体的な方向性が示されるんだろうと思います。今、私の知る限りでは25市町村のうち、私どもも含めて4つしか今のところないわけですね、4つしか。あと21市町村あるわけです。ですから当然ながら県のほうとしては全県的な対応の中でこの子宮頸がんについては取り組むんだろうということで知事があるような発言をされたと思いますので、県の動向なども踏まえながら、これからのあり方も再度見直しが必要な部分については見直しをしていきたいと思っています。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時03分 休 憩

午後1時10分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番菊地衛議員の一般質問を許します。

なお、菊地議員の一般質問において質問内容をわかりやすく説明するため説明用のボードを使用することの事前の相談があり、これを認めております。

それでは一般質問を始めます。よろしく申し上げます。14番菊地衛議員。

【14番（菊地衛君）登壇】

14番（菊地衛君） 今議会最後の一般質問となりました。よろしく申し上げます。

さきに提出しました質問書に沿って一般質問をさせていただきますが、質問に至るまでにさまざま

まなお話を申し上げながら伺いたいと思います。

去る5月21日開催されました社団法人にかほ市観光協会の総会において、私は役職及び理事を退任いたしました。観光協会が合併しての4年間、市当局からは多大な御支援、御協力、御指導をいただきましたことに衷心より感謝を申し上げたいと存じます。また、市議選を経て議会の構成も新しくなり産業建設委員会の所属となりましたので、これからは議会の立場から、あるいは一会員、一市民として観光行政に深く関心を寄せ、一般質問のみならず担当の方々とも意見を交わしていきたいと考えております。

観光振興については、にかほ市総合発展計画の中のまちづくりの基本方針の4項目の「活力ある産業のまち」の4番目に「魅力ある観光の促進」ということが明記され、自然景観や文化遺産、文化保養施設などが一体となった観光ルートの整備、特産品の開発、農林水産業や商業などとの連携のもと新たな滞在型観光を展開、ホームページやパンフレット等の充実を図り多彩な観光情報を広くわかりやすく発信するとともに、駅施設や案内所など観光客の受け入れ基盤の整備を推進するとあります。これまでも稲倉山荘の建てかえ、遊歩道整備、案内板の設置、ホームページの更新等々、ハード・ソフトの面でさまざまな施策を展開していることは十分認識しておりますが、まだまだという部分も多くあるかと思えます。一つ一つ紹介するまでもなく、にかほ市内には多くの観光資源があり、あるいはまだ埋もれているものもあるかもしれません。観光振興によって人口が減る傾向にある当地域に交流人口を増大させ、あわせて地域経済の活性化を図っていくというような重要な施策であると考えております。また、にかほ市は行政当局、商工会、観光協会、そして由利地域振興局との四者で定期的に観光振興について協議を重ねてきておりますので、地域の課題、問題点を共有しながら観光バージョンアップ事業などで連携し、一定の成果を上げていることも大変よいことだと思っております。

これらのことを踏まえ、行政がイニシアチブを取って進めたほうがよいと思われる2つの点について伺います。

1点目は、市内で生産、販売されている製品・商品に推奨、あるいは推奨品のシールを作成し、特産品や土産品の販売促進とPRを図ることについてであります。現在、この業界で最も権威があるとされているのは全国観光土産品公正取引協議会と各都道府県の下部組織が審査をして認める認定品という制度であります。これがそのマークであります。また、秋田県でも優良県産品推奨という制度を設け、シールを発行していましたが、予算の関係と聞いておりますが一昨年ぐらいに廃止となりました。こちらがそのシールであります。実物はもっと小さいんですけども。市内には水産加工品、農産加工品、畜産加工品、漬物、菓子類、調味料、小木加工品、工芸品、民芸品などを製造・販売している業者は、私も実数は把握しておりませんがかなりいると思えます。市外からの観光客が買い求めるもの、あるいは市内の人がほかへお土産を持っていくときに、にかほ市の推奨や推奨のシールが貼ってあれば手に取りやすいと思えます。にかほ市当局だけではなく、先ほど申し上げました四者連名の推奨品というような形で、もちろん厳正な審査を受けていただいているシールの交付という手続は必要と思えます。原材料や賞味期限の表示、過大包装はないか、不適當表示がないかなど専門家に審査を依頼しなければならないことも考えられます。ちなみに前述の秋田県観

光土産品公正取引協議会では、食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法に精通した県の職員に加え、産業財産権の専門員が審査に当たっているようであります。こういった業務、手続は行政が主体的に行わないとなかなか民間の団体では限界があると思います。にかほ市の特産品、土産品の販売促進のためにも、ぜひこういった取り組みが必要と思いますが、当局のお考えを伺います。

なお、シールの形は、私が先ほど提示したのはいずれも丸い形で、実物は直径が2センチメートルから3センチメートル以内のものですが、市が中心となって作成するとすれば丸い形でなくても鳥海山と日本海を形どったような、または表現したようなユニークな形状でもよいと思います。また、これらのシールの取得のための審査料とシール購入代は業者の負担となっております。

2点目は、グリーンツーリズムの推進についてであります。

6月6日付の秋田魁新聞に「いろいろツーリズム」という記事があり、グリーンツーリズムを「緑豊かな農山村地域で楽しむ滞在型の余暇活動」と解説してありましたが、私は「自給自足の田舎暮らし」と訳しております。前に述べました総合発展計画にも明確にこの文言が掲載され、市長もこれまで何度も発言しておりますし、需要の動向調査など実現に向けてさまざまな努力をされているようです。特に市政報告、そして6月1日発行の広報別冊「市政特別号」でにかほまるごと班の設置に触れ、第6次産業の創出ということもグリーンツーリズム推進の強い意思のあらわれと解釈をいたしております。また、JA秋田しんせいの広報紙「ウィング」の5月発行分に当市の株式会社ほっと奈曽の代表の方々の特集記事が掲載されてありましたが、ここでもグリーンツーリズムの検討ということが述べられておりました。このグリーンツーリズムの推進については観光協会でも目標にしておりますし、商工会でも滞在型観光客の誘致を掲げております。ただ、この推進については農家の方々の受け入れの課題を解決しないことには前に進まないことなので、行政当局が主導して観光協会、商工会等で役割分担をするというのがよい形ではないかと思っております。当局のグリーンツーリズム推進について、これまでの経緯、現状、今後の進め方について伺います。

また、農家の方々にただお願いするといってもなかなか難しい点があるかと思われませんが、受け入れのために台所、風呂場、トイレなど改修したいという希望があるとすれば、市独自の補助制度を創設して少しでも進んでいく方法は考えられないでしょうか。具体的な補助率や額についてはさまざまな要件を勘案し調査しながら決めていかなければならないと思いますが、現行のリフォーム補助と兼ねて使える制度となればさらに進んでいく可能性は期待されます。補助制度について当局の考え方を伺います。

確かにこのような事業は金銭だけの問題でないことは理解しているつもりです。農家の方々のメンタルな部分、あるいは法規制の問題などさまざまな課題がからみ合っていることとは思いますが、この自然豊かなにかほ市にできるだけ多くの人々に訪れていただき、自給自足の田舎暮らしを満喫していただきたいと願っております。以上、質問といたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは菊地衛議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、推奨品に関する制度についてでございますが、御指摘のように全国的に権威のある全国観光土産品公正取引協議会での推奨品認定や県が主催する推奨認定など各種の制度、コンクールが存在をしております。こうした団体等から推奨認定された商品は、シールなどを表示することによって消費者の皆さんが手に取る頻度も高くなるのではないかなというふうにして思います。高くなれば、その分購買力、要するに消費にもつながっていく可能性もございますので、いい御提案かなというふうにして思っております。

しかしながら、当市では合併後 12 件の特産品開発の助成をしておりますが、生産量などからして、ねむの丘や地元商店で販売しているのが現状でございます。引き続き特産品の発掘に取り組みながら既存商品の露出を高めて、そして地元商品の販売促進につなげてまいりたいと思っております。

そこで、にかほ市の推奨制度についての創設という御質問でございますが、このことを重く受けとめながら各種団体等と設立に向けて、こうした制度の設立に向けて協議を進めてまいりたいと思っております。ただ、前段で申し上げましたような全国観光土産品公正取引協議会の内容がどのような形で審査されているのかは、よほどちょっともう少し勉強しなければなりません、どの程度専門的な形でそれを選択するのか、出てきたものをこれはだめ、これはよいという形をですね、どの程度選択して専門的な知識の中でやるのかは大きな課題ではないかなと思っております。旧町時代、象潟にはこういう制度がございました。これは、さきになっていたのは商工会だったと思えますけれども、観光協会、あるいは行政と一緒にしているこの品物については推奨品としてやるかやらないか会議を開いてシールを貼った経緯がございます。そうしたこれまでの実績などを踏まえながらですね、よく検討をしてみたいと思っております。

それからグリーンツーリズムの推進でございますが、グリーンツーリズムは農村に滞在して農林漁業体験や地域の自然や文化に触れまして、地元の人々と交流しながら非日常的な体験をしながら滞在を楽しむというものであると私は思っております。その一方では、その地域の交流人口の拡大によってその地域の活性化も進めるという一面もあると考えております。

そのため都市住民などを受け入れる農家などの体制整備でございますけれども、これまで体制づくりに行政としても一生懸命取り組んできたつもりでございます。また、受け入れ体制の整備については、できれば私は学年単位の修学旅行、これを受け入れを目指したい。大体 100 人ぐらいの規模です、1 回来ると。これを受け入れたいというふうな気持ちから、一集落ではなくて一定規模の集落の集合、こういった形での受け入れをつくっていきたい。そこで今回は横岡、本郷、小滝を一つとして、それから冬師、釜ヶ台、下坂、上坂を一つのモデル地区として選定して、これまで説明会や研修、あるいは視察などを実施しながら体制の整備に努めてきたところでございます。具体的に、横岡地区では受け入れについての取り組みをこれから具体的に進めようとしております。おりますが、先ほど申し上げましたモデル地区全体ではまだまだ不安も多く、ことしは小規模な受け入れを体験して、受け入れ側の検証を行いたいなというふうにして思っております。8 月には東京港区の子供たちが 40 人から 50 人の間、大体そのぐらいの人数になると思えますけれども、8 月に夏休みを利用してこちらのほうに来ます。この受け入れを今準備を進めているわけですが、こうした受け

入れをして受け入れ側でどういう問題が出てくるのか、これをよく検証しなければならないなというふうにして思っております。逆に向こうから来た方々の御意見も当然伺わなければなりませんけれども、こうした検証を行ってまいりたいと思っておりますし、また、平行して農業体験のメニューの検討も進めておりますが、今、冬師集落のわらじ、みの、草履などのわら細工を作っているグループは今各方面から注目されておまして、ぜひ体験させてくださいというふうな要望も多くなっております。そこで県と一緒に田植え、稲刈りからわら細工までをセットにしたメニューとして事業を進めたいと考えております。そのほかにもいろいろな体験メニューを今検討しているわけですが、やはりこれも相手がある話であって農家などの皆さんから協力をしてもらわなければならない話ですので、何とかそうした体験、豊かなー豊かなといえますかね、いろいろなケースのメニューを創出して受け入れ体制の構築にも努めていきたいと思っております。

今後さらに理解を深めながら受け入れ農家の拡大や体験メニューの開発、体制の整備を進めたいということで、その母体となるにかほ市グリーンツーリズム協議会を来る6月の18日に設立総会を開催することとなっております。

それから受け入れに当たっての住宅の改修でございますが、現在進めている受け入れ体制は、旅館業法や食品衛生法の適用を受けない修学旅行に係る農家の民泊ということでございまして、大体、今の計画でいくと1世帯当たり大体1農家3人から4人ぐらいの子供さんが泊まるような形の農業体験になるかと思いますが、そうした形で旅館業法や食品衛生法の適用を受けない教育旅行ということで、新たな改修を行うのではなくて現状のままの受け入れというふうにご考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように農家等の受け入れ体験を検証しながら、課題や不都合があらわれた場合については、先ほど御指摘ありましたようにトイレなどの改修について助成をするのかどうかはこれから検証次第で検討をしてみたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 14番菊地衛議員。

14番（菊地衛君） 最初にシールの問題ですけども、市長は前向きに検討したいと。かつて旧町の象潟町にはあったというような、この地域にそういう実績があったということで進めやすいのかなと思います。これはぜひ検討して進めていただきたいと思います。

また、グリーンツーリズムの部分に設立の協議会を立ち上げるというようなことがありましたし、また、8月には港区の子供たちを受け入れて検証をしていくというふうなお話がありましたけれども、このグリーンツーリズムの協議会の今想定されている内容について若干お答えいただければありがたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、農林水産課長。

農林水産課長（金子勇一郎君） グリーンツーリズムの推進協議会の内容ですけども、先ほど市長のほうからもありましたとおり、市内にはさまざまな資源、観光も含めてありますけども、それらをですね有効に活用して都市との交流の中で地域の活性化を進めていきたいということで進めておりますけども、実際にその協議会を立ち上げて進めるに当たっては、やはり現場に出てですね動ける人たちが構成員となって進めるのがベストかなと思ひまして、現在、その構成員については各団体からも参画していただきますけども、実際に現場に出れる方々を、実践する方々を構成員とし

て進めたいと思っております。

あと、組織を立ち上げることによって期待される効果といいますか必要性というものについては、市全体のグリーンツーリズムの推進の底上げ、これまではモデル地区といったものを想定して進めておりましたけども、さらに発展させてグリーンツーリズムの底上げというものを図っていきたいと思っております。そしてまた、その市のグリーンツーリズムというものを情報発信するに当たって一元化を図っていきけるのではないかと考えております。また、進めるに当たって構成メンバーの連携、あるいは交流といったものも図っていきたいと思っております。最終的には、それを運営していく人材というものも育成していかなければなりませんし、そういったものを継続的に進めていきけるような体制をつくりたいということで現在進めております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 14 番菊地衛議員。

14 番（菊地衛君） そうすれば、まるごと班の位置づけってというのはどういった形でこのグリーンツーリズムとかかわっていくのか。今、実際は観光課内でまるごと班があるわけですけども、そこら辺のまるごと班の位置づけ、仕事の内容というのはどうなっていくのかをお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

観光課長（武藤一男君） 6 次産業ということで市民のほうに知らせてあります。それで今、今回の推進協議会に関してもまるごと班と農林の担当で今いろいろなことを 18 日に向けて必要性について構成員の方々にいろいろ回ってます。要は、最終的に人を集客、まず修学旅行でも呼ぶということの観点から見た上で、まず観光課に職員が配置されてるわけですけども、最終的には農林水産、それから商工、それから観光、そういうものの一体にうちのまるごと班がかかわっていつてますので、確かに観光課に職員は配置されてますけども今言ったように 2 人いるんですけども、まず農林の担当と商工の担当とスクラムを組んで動いているのが現状でございます。

議長（佐藤文昭君） 14 番菊地衛議員。

14 番（菊地衛君） グリーンツーリズムの話はもう大分前からありまして、ここで何かようやく前に出たなど。補助制度については当局でよく検討検証していただきたいと思っておりますけども、今回の一般質問でも「検討します」という答弁が多かったわけです。シールの問題についても「検討してみます」というお話してはしたけども、その検討について当局のほうからいろんな機会を見て検討した結果こうですよというような答弁をもらっているものもありますし、恐らく七、八割方「検討します」と言って答弁いただけない部分が多いような気がするんです。ですからそこら辺について「検討する」と言ったことについては、ここは本会議の一般質問の場ですから本会議の場で検討した結果こうでした、できません、やりますというようなことの機会も今後設けていただきたい、あるいは答弁をいただきたいと思っておりますけども、その 1 点について市長のお考えを聞いて終わりたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それぞれの質問に対して検討する中でも「前向きに検討する」、今回の場合も「実現に向けて検討する」という考え方、あるいは「まだ流動的な形の中での検討する」という言葉の使い方もあるわけですが、一般質問は個々の議員の皆さんの政治活動の中で我々に質問し

ているわけですので、それぞれの議員の皆さんが質問されたことに対して一つ一つこの本会議で説明したほうがいいのかどうか。これが議会の総意だとすればそういう方に持っていかなければならないわけですが、私は今までもそうした経験はありませんので、具体的に質問された議員に対して「検討する」というふうな形のものが今回の村上次郎議員の子宮頸がんのこともありますけれども、具体的に質問していただければ、ここでまた正式にお答えするという形になるのではないかなというふうにして認識しております。

【14番（菊地衛君）「終わります」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） これで14番菊地衛議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。大変御苦労さまです。

午後1時36分 散 会